

## 河合町選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、316人である。

市町村の合併の特例等に関する法律第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、2,627人である。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、5,253人である

平成29年6月1日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯澤 繁一